当院における身体的拘束最小化のための取組について

【身体的拘束廃止に関する基本理念 】

身体的拘束は、患者さまの生活の自由を制限することであり、患者さまの尊厳ある生活を阻むものです。厚生労働省において、「身体的拘束最小化強化のための基本方針」が定められていることを受け、当院では、患者さまの尊厳と主体性を尊重し、身体的拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体的・精神的・心理的弊害を理解し、身体的拘束廃止を目指す意識を持って身体的拘束をしないケアの実施に努めることを基本としています。

【身体的拘束最小化の取組】

医療機関においては、やむを得ず身体的拘束を必要とする状況が発生します。ベッドからの転落防止(ベッド柵の使用)、治療に必要な管の抜去防止(紐等での抑制)等、安全管理上必要になる場合に限り、最小限の身体的拘束を実施する場合があります。その際には、身体的拘束最小化チームが巡視を行い、やむを得ず行っている身体的拘束が本当に最小限であるのか、また、身体的拘束を行わない代替策はないか等を話し合い、身体的拘束廃止を目指す活動を実施しています。

【身体的拘束実施率】

11.37% （算出期間：令和８年２月～令和８年４月）

令和８年６月

国際医療福祉大学熱海病院